

## 日本のひなた宮崎国スポ小林市保険加入要項

### 1 趣旨

この要項は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ（以下「大会」という。）において、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定める。

### 2 契約

実行委員会は、保険の内容に応じて、損害保険会社等と保険契約を締結する。

### 3 保険内容

実行委員会は、次に掲げる事故について、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入する。

#### (1) 損害賠償責任事故

大会期間中（会場設営・撤去、公式練習日を含む。）に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

##### ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有し、管理運営するものの不備、又は大会運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

##### イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等での医師又は看護師等の医療行為及び看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

##### ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

##### エ 受託物賠償事故

実行委員会が借り受けた第三者の財物を破損、汚損又は紛失させたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

##### オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の事故に起因して、第三者に損害を与え、法律

上の損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故

保険対象者が、大会の開催準備業務若しくは開催業務に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により、生命、身体に生じた事故をいう。また、一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命、身体に生じた事故をいう。

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めるもの

5 事故報告

- (1) 大会期間中等に事故が発生した場合、競技会係員は速やかに事故報告書（様式第1号）を作成し、実行委員会に提出しなければならない。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を損害保険会社等に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通約款、特別約款及び特別条項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

様式第1号

# 事故報告書

年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会

会長 様

報告者 所属： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

事故発生日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

## 【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	有 ・ 無 【撮影者氏名】
所有者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

## 【傷害事故の場合】

負傷者	参加区分 (該当を○で囲む)	大会役員 ・ 競技会役員 ・ 競技役員 ・ 競技補助員 ・ 競技会補助員 (ボランティア) ・ 医師 ・ 看護師 ・ 一般観覧者 ・ その他 ( )
	住 所	
	氏 名	(年齢： 歳、性別：男・女)
	電話番号	
	親権者氏名	※18歳未満の子が負傷した場合のみ記入
医療機関	名 称	
	電話番号	
	担当医師	
傷害内容	傷 病 名	
	症状・程度等	----- -----